

藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例

藤枝市手数料徴収条例（平成12年藤枝市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の第9の部中

「

(17)	農地法（昭和27年法律第229号）第52条の3の規定に基づく農地台帳記録事項要約書の交付	300円	1筆を1件とする。
------	--	------	-----------

」

を

「

(17)	農地法（昭和27年法律第229号）第52条の3の規定に基づく農地台帳記録事項要約書の交付	300円	1筆を1件とする。
(18)	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条（同法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。）の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付	10円	1枚（両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とみなす。）を1件とする。
(19)	行政不服審査法第81条の規定に基づき藤枝市行政不服審査会が行う主張書面等の写し等の交付	10円	1枚（両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とみなす。）を1件とする。

」

に改める。

附 則

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。